

岡山県造林事業実施基準

平成19年4月2日、治第 55号
(略)

改正 令和4年7月21日、治第270号
改正 令和5年7月6日、治第253号
改正 令和5年10月2日、治第395号
改正 令和7年4月1日、治第 67号
改正 令和7年7月24日、治第302号

造林事業の実施にあたっては、岡山県造林事業補助金交付要綱(昭和48年7月23日付け、治第867号)、岡山県造林事業実施要領(平成19年4月2日付け、治第53号。以下「実施要領」という。)、造林事業調査要領(昭和53年7月20日付け、治第359号)、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け、13林整整第882号)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け、13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。)、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け、14林整整第580号)、面的複層林施業の実施について(令和6年3月29日付け、5林整整第925号)及び農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け、21農振第2453号)、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け、21林整計第336号)によるほか、この実施基準によるものとする。

また、造林に係る省力化・低コスト化技術指針(令和7年3月31日付け、6林整整第860号)及び森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針(令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知)に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組を推進するとともに、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。

1 樹下植栽等

(1) 複層林改良について

- ア 植栽は、稚幼樹発生が少ない場合に行う。
- イ 萌芽整理は、シイタケ原木等の健全な育成を促すために行う。

(2) 天然下種更新及び改良Bにおける地表かき起こしについて

- ア 更新の完了にかかる基準は、9の(4)のア及びオの規定を準用するものとし、当該規定中「伐採区域」を「地表かき起こし区域」に読み替えて適用するものとする。
- イ 実施要領第1の1の(2)のキに定める更新状況の報告については、様式1号(以下更新状況報告書という。)によるものとする。
- ウ 更新完了の確認については、県民局長は、更新状況報告書によって確認するものとするが、必要に応じて現地調査により確認する。

2 雪起し

雪起こしは、テープ等の資材を使用する場合とし、根踏みによる雪起こしは補助対象としない。

3 枝打ち

3齢級以上を対象とし、環境保全要領第1の1の(1)のカに定める齢級までとする。実施枝打ち幅は1m以上とする。

4 除伐

- (1) 3 齢級以上を対象とし、環境保全要領第 1 の 1 の(1)のキに定める齢級までの林分において行う
不用木の除去、不良木の淘汰とする。
- (2) 不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育を妨げるもの
をいう。）を全て除去する場合に補助対象とする。

5 保育間伐

- (1) 3 齢級以上を対象とし、環境保全要領第 1 の 1 の(1)のクに定める齢級まで又は伐採しようとする
不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。
- (2) 主林木の伐採率は概ね30%（本数率）以上を標準とする。
ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から概ね30%未満と
することが適切であると判断される場合は、概ね20%以上伐採する場合に補助対象とする。
- (3) 実施要領第 1 の 5 の（1）のカに規定する平均胸高直径調査表は、主林木（次回の間伐又は主
伐まで残される木）及び副林木（今回伐採（不良木淘汰）される木）を調査対象とし、施業実施
前に施行地内の標準地とみなされる任意の場所に100㎡を基準として区域を設定し作成する。
また、標準地の設定箇所数は、施行地の面積により原則として次のとおりとする。
ア 1.0ha未満の場合は、1 か所以上
イ 1.0ha以上の場合は、2 か所以上
- (4) 前項の調査表作成において、標準地の区域が判別できるようにしておくとともに胸高直径を計
測した立木のすべてに計測位置及び番号を木材チョーク等により明記し、現地調査時に確認でき
るようにしておくものとする。

6 間伐

- (1) 3 齢級以上を対象とし、環境保全要領第 1 の 1 の(1)のケに定める齢級までとする。
- (2) 間伐率は、概ね30%（本数率）以上を標準とする。
ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から概ね30%未満
とすることが適切であると判断される場合は、概ね20%以上伐採する場合に補助対象とする。

7 更新伐（面的複層林施業を除く。）

- (1) 更新伐（面的複層林施業を除く。）は、森林法第10条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定めら
れる標準伐期齢以上を対象とし、環境保全要領第 1 の 1 の(1)のコに定める齢級までとする。
- (2) 整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむ
ね70%以下の定性伐採を行うものとする。
- (3) 人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的
とするもの（面的複層林施業を除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%
以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐
は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の 2 倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。
- (4) 更新の完了にかかる基準は、9 の(4)のア及びオの規定を準用するものとする。
- (5) 実施要領第 1 の 1 の(3)のイの(ウ)に定める更新状況の報告については、様式 1 号によるものと
する。
- (6) 更新完了の確認については、県民局長は、更新状況報告書によって確認するものとするが、必要
に応じて現地調査により確認する。

8 花粉発生源植替えについて

- (1) 花粉発生源植替えを実施した場合の更新の完了に係る基準については、ha当たり1,100本以上の成立本数とする。
- (2) 花粉発生源植替えを実施した場合、当該林地において、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られておらず、かつ、必要な措置が取られなかった場合には、県民局長は農山漁村地域整備交付金事業実施要領別紙6第8の6の(1)のオの規定により補助金返還に必要な措置を行うものとする。
- (3) 実施要領第1の1の(9)に定める更新状況の報告については、様式2号によるものとする。
- (4) 更新完了について、県民局長は更新状況報告書によって確認するものとするが、必要に応じて現地調査により確認する。

附 則

- 1 この実施基準は、平成23年8月25日から施行し、平成23年度予算分から適用する。
(略)

附 則

- 1 この実施基準は、平成31年度事業から適用する。

附 則

- 1 この実施基準は、令和4年度2・四半期事業から適用する。
- 2 令和3年度森林環境保全整備事業費補助金及び令和3年度農山漁村地域整備交付金により実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施基準は、令和5年度2・四半期事業から適用する。

附 則

- 1 この実施基準は、令和5年10月2日から適用する。

附 則

- 1 この実施基準は、令和7年度1・四半期事業から適用する。

附 則

- 1 この実施基準は、令和7年度3・四半期事業から適用する。